

こめっと

放課後等デイサービス 料金表

1. 施設利用に関する利用料金

地域区分（新潟市）	7 級地	単位数単価	10.18	利用定員	10 名
-----------	------	-------	-------	------	------

※ 下記の請求単位数に単位数単価を乗じた金額が費用総額となります（法定代理受領を伴うサービスご利用の場合は、費用総額のうち自己負担は原則、総額の 1 割分の金額）。

①基本サービス費（定員 10 人以下の給付費単価となっております）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

i 授業終了後に行う場合

請求区分	請求単位（単位/日）	請求額（円/日）
放課後等デイサービス給付費（区分 1）	604	6,148

ii 学校等休業日に行う場合

請求区分	請求単位（単位/日）	請求額（円/日）
放課後等デイサービス給付費（区分 1）	721	7,339

②各種加算

加算項目	請求単位（単位/日）		請求額（円/日）	
	授業終了後	学校等休業日	授業終了後	学校等休業日
1 児童指導員加配加算（専門職員）	187		1,903	
2 福祉専門職員配置等加算Ⅲ	6		61	
3 家庭連携加算（1 時間未満） 家庭連携加算（1 時間以上）	187		1,903	
	280		2,850	
4 事業所内相談支援加算Ⅰ 事業所内相談支援加算Ⅱ	100		1,018	
	80		814	
5 個別サポート加算Ⅰ	100		1,018	
6 利用者負担上限額管理加算	150		1,527	
7 送迎加算（片道）	54		549	
8 医療連携体制加算Ⅳ	800		8,144	
9 欠席時対応加算Ⅰ 欠席時対応加算Ⅱ	94		956	
	94		956	
10 延長支援加算（1 時間未満） 延長支援加算（1 時間以上 2 時間未満） 延長支援加算（2 時間以上）	61		620	
	92		936	
	123		1,252	
11 福祉介護職員処遇改善加算Ⅱ	月の総単位数×61/1,000（単位）			
12 福祉介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	月の総単位数×10/1,000（単位）			
13 福祉介護職員等ベースアップ等支援加算	月の総単位数×20/1,000（単位）			

（令和 5 年 5 月現在、 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

- 職員配置基準（2 名）に加えて 1 名以上有資格者（保育士等）を増員した場合
- 保育士、児童指導員等として常勤で配置されている従業者の内、3 年以上従事している者の割合が 30/100 以上である場合
- 放課後等デイサービスの計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、

就学児等の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合
(月4回まで算定)

4. あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、事業所内にて就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合(月1回まで算定)
5. ケアニーズの高い児童(放デイ指標該当の区分1)にあたる場合
6. 利用者負担額合計額の管理を行った場合
7. 事業所の職員が、利用者の居宅又は通学している学校等と事業所間の送迎を行った場合(片道毎)
8. 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合(4時間未満)
9. 急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合(月4回まで)。また急病等により、サービス提供時間が30分以下となった場合
10. 放課後等デイサービス計画に基づき営業時間を延長して支援を行った場合
11. 福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している場合
12. 福祉・介護職員処遇改善加算を取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、当該加算に基づく取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合
13. 福祉・介護職員処遇改善加算を取得している事業所が賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3を介護職員等のベースアップ等に使用する場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。尚、支給量を超えた分は全額自己負担にて徴収させていただきます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種別	世帯の範囲
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(年収概ね890万円以下)	4,600円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円

2. 食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代(昼食)	670円/食
おやつ	150円/食
入浴代	500円/回
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費